

栃木市監査委員告示第24号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年11月30日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年11月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
栃木市消防団互助会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市消防団互助会は、地域に根差した消防団として「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に火災や水害などの災害が発生した際には、自宅や職場から災害現場に出動する集団である。

平成22年度には、1市3町の合併により、各地区の消防団が一つになり、団本部、栃木方面隊、大平方面隊、藤岡方面隊、都賀方面隊、各分団が組織化された。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても消防団の役割は大きなものと認識され、今後も益々大きくなると考えられる。

(2) 会計経理について

平成22年度における市からの補助金(5,220千円)は、栃木市消防団員をもって組織し、会員相互の親睦を図るとともに共済及び研修を目的に交付されたもので、その内訳は、各方面隊への交付金や事業費に対する補助が主なものであるが、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、会議費や消防団通常点検時費用についても、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていたが、通常点検等の請求書の内訳がないもの、補助金の受領書が添付されていなかったことについては監査委員より口頭で指導した。

(3) 指摘要望事項について

市町合併が行われたため、消防団のあり方については、地域に密着した消防団活動の特性が損なわれることがないように配慮するとともに、消防防災活動の一体性の保持に努められたい。

消防団員の親睦を図るための飲食に関する経費については、交付金が公金であることを勘案すれば、社会通念上妥当な経費とは言い難く、公金の使い道として納税者の理解を得ることは困難なものと思慮されるため、消防団員の処遇の改善や報酬制度のあり方について検討されたい。

栃木市消防団互助会規約第7条弔慰金、第8条災害見舞金、第9条療養見舞金については各方面隊に交付するのではなく、団本部において管理し、余剰金があった場合は繰り越すなどの経理運営について再検討することが望まれる。

また、栃木市消防団の組織等に関する規則「第11条 設備資材」、「第12条 文書簿冊」に定められている機械器具、通信設

備などの設備資材及び消防団員名簿、設備資材台帳などの文書簿冊については管理徹底を図られたい。